事業計画書

団体名

(単位 千円)

	商 什	电光力	全体記	十画	左莊			財	源	内	沢		予算計上	事業	事業
1	憂先 順位	事業名	総事	事業	年度 事業費	国	庫	県支	分担金	地方債	振興	一般	の有無	概要	効果
, I	识122		業費	期間	事未異	支出		出金	その他	地の方は	資金	財源	V2/H 7/11	194.32	<i>,,,,</i> ,,,
***************************************											TEACHT 1				
		計													

注 この様式は、資金の種別ごとに作成すること。

第4号様式(第7条関係)

市町村振興資金融通事業実施状況調

団体名

(単位 千円)

			ļ	तं व	原 内	訳)	経費	費支出状?	2	
事業名	総事	年度						契約の	契 約	工期	完 成	進捗率					備考
	業費	事業費	国 庫	県支	その他	振興	一般	方 法	年月日		年月日		支	払	年月日	金額	
			支出金	出金	特 財	資金	財源					%	区:	分			
													前:	金			
													出来	髙			
									**********************				精	笋			
ā†																	

注 この様式は、資金の種別ごとに作成すること。

第2号様式(第7条関係)

辺 地 対 策 事 業 計 画 書

市町村名

(単位 千円)

優先	事業名	全体記	十画	年度			財	源	内	尺		予算計上	事業	事業
					_					les es	4 0			
順位		総事	事業	事業費	国	庫	県支	分担金	地方債	振興	一般	の有無	概要	効果
		業費	期間		支出	出金	出金	その他		資金	財源			
														ĺ
														ĺ

	計													
		<u> </u>		<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		L	L	<u> </u>	Ĺ

Щ

辺 地 対 策 事 業 実 施 状 況 調 書

市町村名

(単位 千円)

ما كالد ما	40. =	har str	Ē	H I	原 内	訳		却始本	\$71 46		ند جد	`Marketa		経費	費支出状況	Z.	備考
事業名	総事業費	年度 事業費	国庫	県支	その他	振興	般	契約の 方 法	契約 年月日	工期	完 成年月日	進捗率	支	払	年月日	金額	1/87-5
	***	于 未负	支出金	出金			財源	77 12	T/1 H		1716	%	区	分	1716	112.494	
													前	金			
													出来	灰高			
	:												精	算			
計														************			

過疎対策事業計画書

市町村名

(単位 千円)

優先	事業名	全体記	十画	年度			財	源	内	訳 	,	予算計上	事業	事業
順位	李木仙	総事	事業	事業費	国	庫	県支	分担金	地方債	振興	一般	の有無	概要	効果
		業費	期間		支出	出金	出金	その他		資金	財源			

										Andreas Contact Contac				
		***************************************	***************************************											
	計	*****************				**************		***************************************						

Щ

梨

過疎対策事業実施状況調書

市町村名

(単位 千円)

	AA ak	Are select	Þ	d d	原 内	訳		初始の	**** ***	⊤₩ 0	- -	進捗率		経費	麦 支出状态	Z	備考
事業名	総事 業費	年度 事業費	国 庫 支出金	県支 出金	その他 特 財	振興	一般財源	契約の 方 法	契約 年月日	工期	完 成年月日	建沙华		払分	年月日	金額	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
					<u></u>								前	金			
													出来	高			
													精	算			
計																	

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する

(経過措置)

す。 県過疎地域振興条例施行規則の規定に基づき提出された申込書その他の書類とみなの規定に基づき提出されている申込書その他の書類は、この規則による改正後の山梨2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県過疎地域振興条例施行規則

山梨県規則第四十八号

一部を改正する規則を次のように定める。 山梨県高齢者居室等整備資金貸付条例施行規則の(山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例施行規則の

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

則の一部を改正する規則山梨県高齢者居室等整備資金貸付条例施行規山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例施行規

、昭和四十八年山梨県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。 ||山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例施行規則 |

長が交付したものを含む。)の写し」に改める。(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市規定する身体障害者看帳又は山梨県療育手帳交付規則(平成十五年山梨県規則第二十九規定する身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に証明書」を「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に証明書」を「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に証明書」を「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に

附則

ß

(施行期日)

(経過措置)

2

山梨県規則第四十九号

山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本

栄

彦

山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

五号。以下「里親省令」という。)」を加える。という。)」の下に「及び里親の認定等に関する省令(平成十四年厚生労働省令第百十という。)の下に「及び里龍祉法施行規則」を「、児童福祉法施行規則」に改め、「省令」

第六条第一項中「第十条第一項」を「第九条第四項」に改める。

第八条を次のように改める。

(里親の認定及び登録の申請)

行わなければならない。場合を含む。)の規定による申請は、里親認定(登録)申請書(第五号様式)により用する場合を含む。)及び第九条(里親省令第十七条及び第二十条において準用する第八条 里親省令第六条第一項(里親省令第十五条、第十七条及び第二十条において準

第八条の次に次の四条を加える。

(里親の認定及び登録の取消しの申請)

五号様式の二)により行わなければならない。いて準用する場合を含む。)の規定による申請は、里親認定(登録)取消申請書(第て準用する場合を含む。)及び第十一条第三号(里親省令第十七条及び第二十条にお第八条の二 里親省令第八条第五号(里親省令第十五条、第十七条及び第二十条におい

(里親の登録の更新の申請)

により行わなければならない。 場合を含む。) の規定による更新の申請は、里親登録更新申請書 (第五号様式の三)第八条の三 里親省令第十条第一項 (里親省令第十七条及び第二十条において準用する

Щ

梨

県

公

報

Щ

(里親の登録の変更の届出等)

又は里親受託児童事故発生届(第五号様式の五)により行わなければならない。いて準用する場合を含む。)の規定による届出は、里親登録変更届(第五号様式の四)第八条の四 里親省令第十三条第一項(里親省令第十五条、第十七条及び第二十条にお

より行わなければならない。 する場合を含む。)の規定による届出は、里親受託児童辞退届 (第五号様式の六)に2 里親省令第十三条第二項 (里親省令第十五条、第十七条及び第二十条において準用

(保護受託者の希望の申出)

により行わなければならない。 第八条の五 省令第三十条の規定による申出は、保護受託者希望申出書 (第六号様式)

改める。
ののの見出し中「児童居宅生活支援事業開始届」を「児童居宅生活支援事業等開始届」に、第十二条の二の見出し中「児童居宅生活支援事業」を「児童居宅生活支援事業等」に

改める。 改め、同条中「児童居宅生活支援事業変更届」を「児童居宅生活支援事業等変更届」に第十二条の三の見出し中「児童居宅生活支援事業」を「児童居宅生活支援事業等」に

止(休止)届」に改める。 改め、同条中「児童居宅生活支援事業廃止(休止)届」を「児童居宅生活支援事業等廃改め、同条中「児童居宅生活支援事業廃止(休止)届」を「児童居宅生活支援事業等」に

までに規定する書類」に改める。(第十八条中「里親希望申出書及び保護受託者希望申出書」を「第八条から第八条の五)

第五号様式を次のように改める。

第5	号樣式	(笙	8	条関係)
<i>7</i> 22 - 2	コルル	١.	ᄁ	o	カストカルカ	•

年 月 日

山梨県知事

殿

住 所 氏 名

印

電話番号

里親認定(登録)申請書

次のとおり里親になることを希望しますので、里親の認定等に関する省令第6条第1項(第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)及び第9条(第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定により申請します。

希望する里	親の種	類	養育里親	親加	 矣里親	短期	用里親	専	 門里親
	氏	名	生年月日	年齢	性別	続柄	職	業	健康状態
里親希望者									
及びその者									
と同居する								***************************************	
者									
養育予定児	氏	名	生年月日	年齢	性別	続柄	職	業	健康状態
童(親族里									
親のみ)									
里親になるこ	- 논								
を希望する理	里由								

- 注1 この申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 里親希望者及びその同居の家族の履歴書
 - (2) 里親希望者の居住する家屋の平面図
 - 2 「希望する里親の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください(複数可)。

年 月 日

山梨県知事

殿

住 所氏 名電話番号

印

₩ W W

里親認定(登錄)取消申請書

次の里親の認定(登録)を取り消したいので、里親の認定等に関する省令第8条第5号(第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)及び第11条第3号(第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定により申請します。

- 1 認定(登録)番号
- 2 取消しを申請する里親の種類

第5号様式の3	(第8条の3関係)
---------	-----------

年 月 日

山梨県知事

殿

住 所 氏 名

印

電話番号

里親登録更新申請書

次の里親の登録を更新したいので、里親の認定等に関する省令第10条第1項(第17 条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定により申請します。

- 1 登録番号
- 2 更新を申請する里親の種類

山梨県公報

第5号様式の4 (第8条の4関係)					
				年	月	日
山梨県知事	殿					
		住	所			
		氏	名			印
		電話看	番号			
		(登)	录番号)	

里親登録変更届

次のとおり登録を受けた事項に変更があったので、里親の認定等に関する省令第13条第1項(第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

	更	前	変	更	後

第5号様式の5 (第8条の4関係)

年 月 日

山梨県知事

殿

住 所

氏 名 印

電話番号

(登録(認定)番号

)

里親受託児童事故発生届

次のとおり受託している児童について事故が発生したので、里親の認定等に関する省 令第13条第1項(第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。) の規定により届け出ます。

- 1 受託児童の氏名
- 2 事故発生年月日

年 月 日

- 3 事故の種類
- 4 事故の状況
- 5 事故への対応

Щ

第5号様式の6(第8条の4関係)

年 月 日

山梨県知事

殿

住 所 氏 名

印

電話番号

(登録(認定)番号

)

里親受託児童辞退届

次のとおり受託している児童の養育が困難になったので、里親の認定等に関する省令 第13条第2項(第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の 規定により届け出ます。

- 1 受託児童の氏名
- 2 理由

第六号様式中「第6号様式(第8条関係)」を「第6号様式(第8条の5関係)」に

短期入所事業」や「、児童短期入所事業又は児童自立生活援助事業」は、 届」以、「児童居宅生活支援事業を」や「児童居宅生活支援事業等を」以、「又は児童 一及び児童自立生活援助事業に係る」に改める。 線十吹槳代の二中「児童居宅生活支援事業開始届」や「児童居宅生活支援事業等開始 一言家や」を

届」い、「児童居宅生活支援事業に」や「児童居宅生活支援事業等に」に改める。 紙十中様代の川干「児童居宅生活支援事業変更届」や「児童居宅生活支援事業等変更

に改める 業等廃止(休止)届」以、「児童居宅生活支援事業を」や「児童居宅生活支援事業等を」 第十号様式の四年「児童居宅生活支援事業廃止(休止)届」を「児童居宅生活支援事

(施行期日)

(経過措置) この規則は、 平成十五年四月一日から施行する

2 則の規定に基づいて提出された書類とみなす。 に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県児童福祉法施行細 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県児童福祉法施行細則の規定

山梨県規則第五十号

山梨県立育精福祉センター管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。 平成十五年三月二十七日

山梨県知事 栄 彦

(山梨県立育精福祉センター管理規則の一部改正) 山梨県立育精福祉センター 管理規則等の一部を改正する規則山梨県立育精福祉センター 管理規則等の一部を改正する規則山梨県知事 山

部を次のように改正する。 山梨県立育精福祉センター管理規則(昭和四十七年山梨県規則第十六号)の一

に「。以下「条例」という。」を加える。 第一条中「設置」の下に「及び管理」を、「昭和四十七年山梨県条例第四号」の下

規定による入所 (以下「措置入所」という。) に係る業務ごと」に改め、同条の次に 次の一条を加える。 三号及び知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号) 第十六条第一項第二号の による入所」を「児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第 第二条の見出し中「定員」を「措置入所に係る定員」に改め、同条中「業務の区分

(短期入所事業等の定員)

Щ

梨

県 公 報

号 外

第二十号

平成十五年三月二十七日

第二条の二 センターにおける次の表の上欄に掲げる利用区分ごとの定員は、それぞ

れ同表の下欄に定めるとおりとする。

施設支援 含む。)	十二第一項の規定による措置を含む。)入所事業(知的障害者福祉法第十五条の三二 条例第四条の表二の項の知的障害者短期	の規定による措置を含む。)業 (児童福祉法第二十一条の二十五第一項ー 条例第四条の表一の項の児童短期入所事	利用区分
含む。) 含む。) さん (通所による知的障害者	九人	- 0人	定員

第三条中「入所者」を「措置入所に係る者」に改める。

知的障害者更生施設に措置入所」に改める。 第四条第一項中「第二条の規定により知的障害者援護施設に入所」を「センターの

的障害者更生施設措置入所者」という。) は、」に、「事由」を「理由」に改める。 第五条中「入所者が」を「知的障害者更生施設に措置入所をしている者 (以下「知

かに」に改める。 第六条中「入所者」を「知的障害者更生施設措置入所者」に、「一に」を「いずれ

「行う者」を「行う市町村」に改める。 第七条中「知的障害者援護施設の入所者」を「知的障害者更生施設措置入所者」に、

める。 二条の二の表三の項の定員内」に改め、同表入所期間の項中「五年」を「三年」に改 別表第一入所定員の項中「一〇五人 (通所による入所者一五人を含む。)」を「第

別表第二費用の項を次のように改める。

美	量
F	Ħ
した額	知事が別に定める基準により算出 市町村長が別に定める基準により
算出した額	市町村長が別に定める基準により

(山梨県立あけぼの医療福祉センター管理規則の一部改正

の一部を次のように改正する。 山梨県立あけぼの医療福祉センター管理規則 (昭和五十年山梨県規則第三号)

第一条中「昭和五十年山梨県条例第三号」の下に「。 以下「条例」という。」を加

定による入所 (以下「措置入所」という。) に係る業務ごと」に改め、同条の次に次 三号及び身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十八条第三項の規 の一条を加える による入所」を「児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十七条第一項第 第二条の見出し中「定員」を「措置入所に係る定員」に改め、同条中「業務の区分

(身体障害者更生施設支援を受ける者の定員)

第二条の二 センターにおける条例第四条第三項の表四の項の身体障害者更生施設支

援を受ける者の定員は、六十人とする。

第三条中「入所者」を「措置入所に係る者」に改める。

に措置入所」に改める。 第四条第一項中「身体障害者更生施設に入所」を「センターの身体障害者更生施設

措置入所をしている者(以下「身体障害者更生施設措置入所者」という。) は、」に、第五条中「入所している者(以下「身体障害者更生施設入所者」という。) が」を

「事由」を「理由」に改める。 第六条中「身体障害者更生施設入所者」を「身体障害者更生施設措置入所者」 ľĆ

「一に」を「いずれかに」に改める。

市の福祉事務所の長又は町村の長」を「市町村」に改める。 第七条中「身体障害者更生施設入所者」を「身体障害者更生施設措置入所者」 ΙĆ

間の項中「五年」を「三年」に改める。 別表第一入所定員の項中「六〇人」を「第二条の二の定員内」に改め、 同表入所期

別表第二費用の項中

知事が別に定める基準により算定した額

を

知事が別に定める基準により算定した額

り算定した額市町村長が別に定める

基準によ

に改める。

(山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

規則第三十四号)の一部を次のように改正する。 山梨県立青い鳥福祉センター 設置及び管理条例施行規則 (昭和五十一年山梨県

> 加える。 第一条中「昭和五十一年山梨県条例第二号」の下に「。 以下「条例」という。」を

号の規定による入所(以下「措置入所」という。)に係る業務ごとの」に改め、 第一項第二号及び老人福祉法 (昭和三十八年法律第百三十三号)第十一条第一項第一 の次に次の一条を加える。 分による」を「における知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号) 第十六条 第二条の見出し中「定員」を「措置入所に係る定員」に改め、同条中「の業務の区 同条

(知的障害者更生施設支援を受ける者の定員

第二条の二 センターにおける条例第五条第一項の表二の項の知的障害者更生施設支 援を受ける者の定員は、六十名とする。

第三条を削る。

第四条中「入所」を「措置入所」に、「知事」を「市町村長」に改め、同条を第三

条とする。

第五条中「入所」を「措置入所」に改め、同条を第四条とする。

ライトハウス (以下「管理受託者」という。)」に改め、同条第二項を次のように改 第六条第一項中「入所の」を「措置入所の」に、「施設長」を「社会福祉法人山梨

2 前項の例により直ちに管理受託者に提出しなければならない 身元引受人が死亡した場合又はその資格を失つた場合は、別の身元引受人を定め、

第六条に次の一項を加え、同条を第五条とする。

ればならない。 身元引受人は、 住所又は氏名を変更した場合は、直ちに管理受託者に届け出なけ

え管理受託者」に改め、同条を第六条とする。 等措置入所者」という。) は、」に、「事由」を「理由」に、「の上施設長」を「のう 第七条中「の入所者が」を「に措置入所をしている者(以下「知的障害者更生施設

「知的障害者更生施設等措置入所者」に、「の上」を「のうえ」に改め、同条第二号 第八条中「施設長」を「管理受託者」に、「知的障害者更生施設等の入所者」を

中「第四条」を「第三条」に改め、 同条を第七条とする。

「知的障害者更生施設等措置入所者」に、「を経由して、」を「及び」に改め、

同条を

第九条中「施設長」を「管理受託者」に、「知的障害者更生施設等の入所者」を

第十条を削る。

第八条とする。

年」を「三年」に改める 別表第一知的障害者更生施設の項中「六十名」を「第二条の二の定員内」 に、「五

「施設長(氏名)」を「社会福祉法人 山梨ライトンウス」に改める。 別表第二中「別表第二 (第五条関係)」を「別表第二 (第四条関係)」に改める。 鎌一中機代中「第1号様式(第6条関係)」や「第1号様式(第5条関係)」ご

「施設長」や「社会福祉法人 山梨ライトハウス」に、「なお、」や「なお、身元引 第二中類式中「第2号様式(第9条関係)」や「第2号様式(第8条関係)」に、

州人は、」に改める。

(山梨県立きぼうの家設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第四条 山梨県立きぼうの家設置及び管理条例施行規則 (昭和五十一年山梨県規則第四 十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十一年山梨県条例第二十五号」の下に「。以下「条例」という。」

同条第二号中「二十人」を「第二条の二の身体障害者授産施設支援を受ける者の定員 中「百人」を「第二条の二の身体障害者療護施設支援を受ける者の定員内」に改め、 う。)」の下に「における身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第 内」に改め、同条の次に次の一条を加える。 十八条第三項の規定による入所 (以下「措置入所」という。)」を加え、同条第一号 第二条の見出しを「(措置入所に係る定員)」に改め、同条中「きぼうの家」とい

(身体障害者療護施設支援等を受ける者の定員)

第二条の二 きぼうの家における条例第五条第一項の表二の項の身体障害者療護施設 にあつては二十人とする。 支援及び身体障害者授産施設支援を受ける者の定員は、 前者にあつては百人、後者

削り、「入所」を「措置入所」に、「知事」を「市町村長」に改める。 第三条中「(以下「療護施設」という。)」及び「(以下「授産施設」という。)」を

という。)」に改め、同条第二項及び第三項中「施設の長」を「管理受託者」に改め 「施設の長」という。)」を「社会福祉法人山梨県社会福祉事業団 (以下「管理受託者」 施設又は身体障害者授産施設に措置入所」に、「療護施設又は授産施設の長 (以下 第四条第一項中「療護施設又は授産施設に入所」を「きぼうの家の身体障害者療護

「措置入所者」に、「一に」を「いずれかに」に、「市の福祉事務所の長又は町村の長. 措置入所者」という。) は、」に、「施設の長」を「管理受託者」に改める。 第六条中「施設の長」を「管理受託者」に、「療護施設又は授産施設の入所者」を 第五条中「療護施設又は授産施設の入所者が」を「措置入所をしている者 (以 下

施設の長」 を「管理受託者」に、「療護施設又は授産施設の入所者」を

を「市町村」に改める。

Щ

梨 県 公 報

号 外

第二十号

平成十五年三月二十七日

に改める。 措置入所者」に、「市の福祉事務所の長又は町村の長を経由して、」を「市町村及び」

第八条を削る。

第二号様式中「なお、」を「なお、身元引承人は、」に改める。

(山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第五条 規則第三十四号)の一部を次のように改正する。 山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例施行規則(昭和五十三年山梨県

加 え る。 第一条中「昭和五十三年山梨県条例第八号」の下に「。 以下「条例」という。」を

同条の次に次の一条を加える。 を「第二条の二第二項の定員内」に改め、同条第二号中「五年」を「三年」に改め、 の項の定員内」に改め、同号口中「五十九人 (通所による入所者十九人を含む。)」 第一号イ中「六十五人 (通所による入所者十五人を含む。)」を「第二条の二の表二 という。)」の下に「における知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号) 第 十六条第一項第二号の規定による入所 (以下「措置入所」という。)」を加え、同条 第二条の見出し中「定員」を「措置入所に係る定員」に改め、 同条中「もえぎ寮」

(短期入所事業等の定員)

第二条の二 梨の実寮における次の表の上欄に掲げる利用区分ごとの定員は、それぞ れ同表の下欄に定めるとおりとする。

六人	第一項の規定による措置を含む。)入所事業 (児童福祉法第二十一条の二十五三 条例第六条第一項の表三の項の児童短期
含む。) 授産施設支援を受ける者十五人を 六十五人(通所による知的障害者	者授産施設支援(一条例第六条第一項の表二の項の知的障害)
六人	。) 条の三十二第一項の規定による措置を含む条の三十二第一項の規定による措置を含む者短期入所事業 (知的障害者福祉法第十五一条例第六条第一項の表一の項の知的障害
定員	利用区分

2 る者の定員は、五十九人 (通所による知的障害者授産施設支援を受ける者十九人を もえぎ寮における条例第六条第一項の表二の項の知的障害者授産施設支援を受け

ロむ。)とする。

人山梨県社会福祉事業団(以下「管理受託者」という。)」に改め、同条第二項及び下「施設長」という。)」を「社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会又は社会福祉法第四条第一項中「入所の」を「措置入所の」に、「梨の実寮又はもえぎ寮の長(以第三条中「入所中」を「措置入所」に、「知事」を「市町村長」に改める。

は、」に、「施設長」を「管理受託者」に改める。 第五条中「入所者が」を「措置入所をしている者(以下「措置入所者」という。)

第三項中「施設長」を「管理受託者」に改める。

を「いずれかに」に、「援護の実施機関」を「市町村」に改める。(第六条中「施設長」を「管理受託者」に、「入所者」を「措置入所者」に、「一に」

四

の実施機関を経由して、」を「市町村及び」に改める。第七条中「施設長」を「管理受託者」に、「入所者」を「措置入所者」に、「援護

第八条を削る。

第二号様式中「なお、」を「なお、身元引承人は、」に改める。

(山梨県立重度身体障害者授産施設設置及び管理条例施行規則の一部改正)(1915年) 1918年 1918年

題名を次のように改める。

山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例施行規則

に改め、同条の次に次の一条を加える。十五人(通所による入所者十五人を含む。)」を「第二条の二の表二の項の定員内」三号)第十八条第三項の規定による入所(以下「措置入所」という。)」を加え、「六ム」という。)」の下に「における身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十年二条の見出しを「(措置入所に係る定員)」に改め、同条中「あさひワークホー

(短期入所事業等の定員)

は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。 第二条の二 あさひワークホームにおける次の表の上欄に掲げる利用区分ごとの定員

	の項の身体障害	項の表し	_	条例第五条第	_
定	分	X	利用		

七人	。) 条の三十二第一項の規定による措置を含む 者短期入所事業(知的障害者福祉法第十五 条例第五条第一項の表四の項の知的障害
七人	第一項の規定による措置を含む。)入所事業 (児童福祉法第二十一条の二十五人 条例第五条第一項の表三の項の児童短期
含む。) 授産施設支援を受ける者十五人を バ十五人 (通所による身体障害者	者授産施設支援
三人	条第一項の規定による措置を含む。)者短期入所事業(身体障害者福祉法第十八

 \equiv

第三条中「入所」を「措置入所」に、「知事」を「市町村長」に改める。

る。者」という。)」に改め、同条第二項及び第三項中「所長」を「管理受託者」に改め者」という。)」を「社会福祉法人山梨県身体障害者援護協会 (以下「管理受託第四条第一項中「入所の」を「措置入所の」に、「 あさひワークホームの長 (以下

は、」に、「所長」を「管理受託者」に改める。 第五条中「入所者が」を「措置入所をしている者 (以下「措置入所者」という。)

祉事務所の長又は町村の長を経由して、」を「市町村及び」に改める。(第七条中「所長」を「管理受託者」に、「入所者」を「措置入所者」に、「市の福を「いずれかに」に、「市の福祉事務所の長又は町村の長」を「市町村」に改める。(第六条中「所長」を「管理受託者」に、「入所者」を「措置入所者」に、「一に」

第八条を削る。

第二号様式中「なお、」を「なお、身元引受人は、」に改める。

(山梨県立はまなし寮設置及び管理条例施行規則の一部改正)

七条 山梨県立はまなし寮設置及び管理条例施行規則(平成七年山梨県規則第七十五

号)の一部を次のように改正する。

十八条第三項の規定による入所(以下「措置入所」という。)」を加え、「五十人」をう。)」の下に「における身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第二条の見出しを「(措置入所に係る定員)」に改め、同条中「はまなし寮」とい

「第二条の二の表二の項の定員内」に改め、同条の次に次の一条を加える。 (短期入所事業等の定員)

第二条の二 はまなし寮における次の表の上欄に掲げる利用区分ごとの定員は、それ ぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

五人	。) 条の三十二第一項の規定による措置を含む条の三十二第一項の規定による措置を含む者短期入所事業 (知的障害者福祉法第十五四 条例第五条第一項の表四の項の知的障害
五人	第一項の規定による措置を含む。)入所事業 (児童福祉法第二十一条の二十五三 条例第五条第一項の表三の項の児童短期
五十人	者療護施設支援ニの項の身体障害ニー条例第五条第一項の表二の項の身体障害
五人	条第一項の規定による措置を含む。)者短期入所事業 (身体障害者福祉法第十八一条例第五条第一項の表一の項の身体障害
定員	利用区分

改める。 という。) は、」に、「の上、施設長」を「のうえ管理受託者」に改める。 という。)」を「社会福祉法人山梨県社会福祉事業団 (以下「管理受託者」という。)」 に、「市の福祉事務所の長又は町村の長」を「市町村」に、「の上、」を「のうえ」に に改め、同条第二項及び第三項中「施設長」を「管理受託者」に改める。 第六条中「施設長」を「管理受託者」に、「はまなし寮の入所者」を「措置入所者」 第五条中「はまなし寮の入所者が」を「措置入所をしている者 (以下「措置入所者 第四条第一項中「入所の」を「措置入所の」に、「はまなし寮の長 (以下「施設長」 第三条中「入所」を「措置入所」に、「知事」を「市町村長」に改める。

に、「市の福祉事務所の長又は町村の長を経由して、」を「市町村及び」に改める。 第七条中「施設長」を「管理受託者」に、「はまなし寮の入所者」を「措置入所者

第八条を削る。

第二号様式中「なお、」を「なお、専元引承人は、」に改める。

この規則は、 平成十五年四月一日から施行する。

Щ

梨 県 公

報 号 外

第二十号

平成十五年三月二十七日

山梨県規則第五十一号

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成十五年三月二十七日

山梨県知事

Щ 本

栄

彦

山梨県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十三年山梨県規則第二十四号)の一部を次 山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

のように改正する。 第五条中「第四条第二項」を「第九条第二項」に改める。

第六条中「第五条第一項」を「第十条第一項」に改める。

次のように改める。 第二号様式聴覚・平衡・音声・言語又はそしやくの機能障害の状況及び所見の様式を